



震度階	震度7	震度6強	震度6弱
計測高度	65以上	64 63 62 61 60	55以上60未満
人の体感・行動	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	立っていることが困難になる。	立っていることが困難になる。
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	固定していない家具の多くが移動したり倒れたりする。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが断れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
建物の状況	耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。	耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものがある。	耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。

※計測震度とは、震度観測点で観測した揺れの強さを数値化したものです。地震情報などにより発表される震度階級は、計測震度から換算されています。※気象庁「気象庁震度階級関連解説表」を参考に作成しています。

- 広域避難場所 地震発生時において、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やぶく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所。
- 避難所 地震や土砂災害等で家が倒壊、焼失した被災者等に救援措置を行うための施設。(小・中学校等を指定。)
- 広域避難場所・避難所
- 耐震診断義務化道路 「新・相模原市耐震改修促進計画」において定めている、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に新築工事に着工したもの)の一定の高さ以上の沿道建築物の所有者に対し、耐震診断の実施とその結果の報告を義務化した路線。

地震動予測の限界

地震動の予測をするためには、地震の規模や震源の位置の他、表層を構成する地盤の状況などを設定する必要があります。しかし、地震はいつも同じように起こるとは限りません。また、地盤の状況も大きな目で見た場合は同じ地形でも、堆積物の重なり方が異なることがあります。

ここで、お示しする揺れやすさマップには、このような限界があることを踏まえ、揺れやすさの傾向を確認するための参考資料としてお使いください。

揺れやすさマップは、関東大震災のような地震や相模原市の直下で大きな地震が発生した場合の震度分布を予測し、それぞれの地域で最大となる震度を50メートルメッシュごとに示した地図です。市の全域が同時にこの震度になるものではありません。地盤条件は、地域の代表的な値を使って想定しています。詳細な地盤状況については、専門家による地盤調査が必要です。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図及び電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平27情復、第1198号) 無許可で複製することを禁ず。